

お知らせ

令和4年4月の小・中学校入学のご案内

●令和4年度 学校選択制のお知らせ

区内の各小・中学校の受入可能人数枠の範囲内で、入学する学校を選択できます。

対象 区内に居住し令和4年4月に小・中学校へ入学する予定の方

- 通学区域の学校を選択した場合は、必ずその学校に入学できます。
- 通学区域の学校以外を選択された方が、学校ごとの受入可能な人数より多ければ、抽選（公開）で決定します。
- 学校選択制により兄・姉が既に入学している学校を選択した場合は、抽選時に優先されます（ただし、必ず入学できるものではありません。また、施設一体型小中一貫校を除きます）。

施設一体型小中一貫校

いまみや小中一貫校・小中一貫校むくのき学園・やたなか小中一貫校・咲洲みなみ小中一貫校・日本橋小中一貫校は、校区に関係なく選択できます。

全国学力・学習状況調査および全国体力・運動能力、運動習慣等調査

令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止による臨時休業の影響等のため実施していません。令和元年度の詳細は、学校のホームページをご覧ください。

●障がいのあるお子さまの入学・進学

障がいのあるお子さまの入学・進学は、本人や保護者の意向を尊重して決定します。

就学・進学に関する相談や情報の提供は、通学区域の小・中学校にご連絡し、ご相談いただきますようお願いいたします。

●学校案内および希望調査票の送付について

令和4年4月入学予定者の方に、8月下旬から9月上旬の間で、各小・中学校を紹介した『学校案内』冊子と『希望調査票』を送付します。『希望調査票』に必要事項を記入し、10月29日（金）までに区役所へ提出してください。

※詳しくは学校案内をご覧ください。

問合せ 保健福祉課（子育て支援）

5階52番窓口 ☎6659-9824

●外国人の子どもが日本の学校へ入るときのつづき

令和4年（2022年）4月から「大阪市立小学校」「大阪市立中学校」へ入りたいときは令和3年（2021年）9月30日（木）までに、窓口サービス課（住民情報）でつづきをしてください。

小学校 平成27年（2015年）4月2日から平成28年（2016年）4月1日までに生まれたひと

中学校 令和4年（2022年）3月に小学校を卒業するひと

問合せ 窓口サービス課（住民情報）

1階13番窓口 ☎6659-9963

介護保険施設を利用したときの食費や負担限度額の基準等の一部が変更されます

介護保険施設でサービスを利用した被保険者の食費・居住費（滞在費・宿泊費）は、所得に応じて支払の基準額が設定されていますが、在宅サービスを利用している方との公平性等の観点から、令和3年8月から食費の基準額が変更されます。

また、現行の第3段階を2つの区分に分けるとともに、預貯金額の基準を変更します。

詳しくは、区役所の介護保険担当へお問い合わせください。

問合せ 保健福祉課（介護保険）

5階51番窓口 ☎6659-9859



各種現況届・所得状況届の提出をお願いします

現在各種手当を受給されている方へ、お知らせ文書をお送りします。引き続き手当を受給するためには手続きが必要です。

①特別障がい者手当、福祉手当、障がい児福祉手当

提出書類 現況届

提出期間 8月12日（木）～9月13日（月）

注意事項 期間内に提出されないと、手当の支給が遅れる場合があります。なお、前年の所得額等により、支給が停止されることがあります。

②児童扶養手当

提出書類 現況届

提出期間 8月31日（火）まで

注意事項 8月12日（木）までにお知らせ文書が届かない場合はご連絡ください。提出がない場合は、令和4年1月期からの児童扶養手当を受けることができません。

③特別児童扶養手当

提出書類 所得状況届

提出期間 8月12日（木）～9月13日（月）

注意事項 8月12日（木）までにお知らせ文書が届かない場合はご連絡ください。提出されないと手当を受給することができません。

問合せ ①保健福祉課（地域福祉）

5階51番窓口 ☎6659-9857

②③保健福祉課（子育て支援）

5階52番窓口 ☎6659-9824

国民健康保険のお知らせ

①「国民健康保険料のための所得申告書」の提出をお願いします

国民健康保険では、税の申告が不要な方を含め、すべての加入者の所得状況を把握する必要があります。

そのため、令和2年中の所得を申告されていない方のいる世帯へ「国民健康保険料のための所得申告書」を7月に送付しています。

国民健康保険料の軽減（7・5・2割）や減免は、世帯全員の所得によって判定します。所得の不明な方がおられると、軽減・減免を受けられませんので、必ず提出をお願いします。

②国民健康保険被保険者証の点字シール対応について

10月の国民健康保険被保険者証（以下、「保険証」という）の更新の際、視覚障がいのある方（希望者）の保険証に「ほけんしょー」と表記した点字シールを貼って送付します。

ご希望の方は、電話でお申し込みください。

③柔道整復師による施術（整骨院・接骨院など）を受けられる方へ

整骨院・接骨院で国民健康保険が使えるのは、医師や柔道整復師に、骨折・脱臼・打撲およびねんざ等（いわゆる肉ばなれを含む）と診断され、施術を受けたときに限られています。

※骨折および脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。

●注意点

- ①ケガの原因を正しく伝えてください。
- ②「柔道整復師療養費支給申請書」の委任状欄に署名するときは、請求内容に間違いがないか必ず確認してください。
- ③同一のケガについて、同時期に柔道整復師の施術と医療機関の治療を重複して受けることはできません。
- ④必ず領収証をもらいましょう。

問合せ 窓口サービス課（保険年金 保険）

6階61番窓口 ☎6659-9956

予防接種はお済みですか？

市立小学校に通学している6年生の方にDT（ジフテリア・破傷風）予防接種の予診票等を配付しています。私立小学校に通学している方は、予診票をお渡ししますので、母子手帳と健康保険証をお持ちのうえ問合せ窓口までお越しください。

※日本脳炎ワクチンについて、供給量減少に伴い、小学3年生の方への予診票等の配付は行いません。令和4年度の配付時に、令和4年度の対象者と合わせて、令和3年度の対象者にも配付します。

○DT（ジフテリア・破傷風）2期

• 11歳以上13歳未満（標準的な接種年齢は11歳）

○日本脳炎2期

• 9歳以上13歳未満（標準的な接種年齢は9歳）

○日本脳炎特例措置

• 平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれで、1期の接種が終了できなかった方は13歳未満まで接種できます。

• 平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれで、1期と2期の接種を終了できなかった方は20歳未満まで接種できます。

問合せ 保健福祉課（地域保健）

2階21番窓口 ☎6659-9882

個人市・府民税（普通徴収分）第2期分の納期限は8月31日（火）です

新型コロナウイルス感染症の影響等で、予測しない失業や大幅な所得減少（前年の6割以下）が見込まれる場合、申請すると減額・免除されることがあります。

詳しくは、令和3年1月1日現在お住まいの区を担当する市税事務所へご相談ください。

問合せ あべの市税事務所（個人市民税担当）

☎4396-2953

あなたが抱えている生活の不安や心配をお聞かせください！ ひとりで悩まずご相談ください！ 生活自立相談窓口「はぎさぽーと」

秘密厳守

無料

- 住むところがない、家賃が払えない…
- 仕事が見つからない…
- 家族のことで悩んでいる…
- 社会に出るのがこわい… など

あなたのその悩み、「はぎさぽーと」と一緒に解決しましょう！おひとりで抱え込まず、まずは相談をしてみませんか？

問合せ はぎさぽーと（西成区社会福祉協議会・大阪自彊館共同体）5階53番窓口 ☎6615-8070



みんなでつくり安心・安全まちづくり ～子ども・女性被害～

子どもや女性をねらった痴漢や、わいせつ目的での声かけなどの性犯罪が、各地で発生しています。夕方から深夜にかけて、ひとりであるときに被害にあうケースが多くなっています。ひとりひとりの防犯意識を高め、被害にあわないようにしましょう。

■性犯罪にあわないために

- スマホを操作しながらや、音楽などを聴きながら歩かないようにしましょう。不審者に気づきにくくなるだけでなく、交通事故にあうリスクも高くなり危険です。
- 人通りの少ない道は避け、人が行き交う明るい道を歩くようにしましょう。

問合せ 市民協働課（防犯）

7階73番窓口 ☎6659-9734

